

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

日本の労働環境の変化を後押しする



半世紀にわたり多様な労働問題を扱う

当所は、半世紀にわたり使用者側の人事労務を専門に取り扱っています。私(岡芹)が入所したときは、労働組合対応が業務の大半でした。現在は、解雇・雇止めといった従来の問題に加え、ハラスメントやメンタル不調、問題社員対応といった個別労働紛争が多く発生し、就業規則の変更や事業所の廃止・会社分割といった組織再編に伴う人員調整・人員異動等の組織的労働法にかかる業務も増えています。労働組合対応も、社外の合同労働組合対応にかたちを変え増加傾向にあります。

有事・平時における最良の助け手として

クライアントの状況を理解し、法律をあてはめ的確な判断をすることは当然のこととして、平時・有事の両面で、クライアントにとって「有利な状況をつくる」助け手でありたいと考えています。

平時においては、紛争を見据えた人事・労務管理上の施策を提案しています。特に、組織的労働法の分野では、施策を失敗してしまうと、紛争になった際に勝利するのは難しいため、常日頃の手当てが一層重要です。

有事においても、事実関係をよくヒアリングし、不利にならないような事実整理を行ったうえで、主張を組み立てています。一般民事と比べ、労働紛争は、弁護士の事実整理や理論構成の仕方ですべて勝敗が逆になることが多々あると感じます。

また、先例どおりの拘り定規的な主張を展開して敗訴する例を見ることも少なくありません。日々改正・変更のある労働法令・裁判例に通暁していることを前提として、個々のクライアントの業務

内容や時代の趨勢を的確に捉え、先例との違いや日本の労働環境の変化を、裁判所に説得的に説明することを心がけています。

情報発信を通じた研鑽

弁護士全員が執筆や講演等の情報発信にも力を入れています。情報発信をする際には、自分が経験してきたことだけでなく、他者の経験・情報から勉強することが必須となります。この過程が非常に重要な研鑽の機会であると考え、若手にも積極的に取り組むよう推奨しています。企業法務を弁護士に依頼することは、コストをかけるに過ぎないという企業の一般的な常識を変えるべく、企業法務はリーガルサービスであることを自覚した上で、企業価値の最大化に寄与・貢献することを理念とし、その実現を目指します。

日本の労働環境の変化を後押しする事務所を目指して

日本の労働生産性が低いこと、それが競争を生み出さない年功序列・終身雇用制度に起因していることは否定できません。この先10年、20年で職務型賃金制度の導入、雇用の流動化はますます進むでしょうし、次世代のためにも進んでいかなければならない。当所も、こうした変化を後押しし、時流をつくる事務所でありたいと考えています。

弁護士法人高井・岡芹法律事務所

弁護士数: 12名(2023年12月1日現在)
代表弁護士: 岡芹健夫(第一東京弁護士会)
〒102-0073

東京都千代田区九段北4-1-5 市ヶ谷法曹ビル902号室

TEL: 03-3230-2331

URL: <https://www.law-pro.jp/>

Mail: from.web@law-pro.jp